

定例教育委員会

議

案

議案第 2 1 号

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について、次のとおり承認を求める。

令和元年 1 2 月 1 7 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第 22 号

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和元年 12 月 17 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則

令和元年 月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条中「12月28日から翌年1月4日」を「12月29日から翌年1月3日」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月17日から施行する。

坂井市丸岡歴史民俗資料館条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第57号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>(休館日)</p> <p>第4条 資料館の休館日は、<u>12月29日から翌年1月3日</u>までとする。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 資料館の休館日は、<u>12月28日から翌年1月4日</u>までとする。</p>

議案第 23 号

文化財の新規指定について

文化財の新規指定について、次のとおり承認を求める。

令和元年 12 月 17 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

文 審 第 1 号

令和元年 11 月 28 日

坂井市教育委員会  
教育長 川元 利夫 様

坂井市文化財保護審議会  
会長 木村 昌 弘



坂井市指定有形文化財の解除について (答申)

坂井市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定により令和元年 9 月 24 日付けで坂井市教育委員会より諮問のあった別紙のことについて、当審議会で審議した結果、坂井市指定有形文化財の指定を解除することが適当であると認めます。

記

名称	紙本墨書称念寺縁起	1 卷
	称念寺所蔵勅書・繪旨	4 通
備考	指定解除後、他の称念寺所蔵資料 57 点と併せ「称念寺文書」として新規に文化財指定の予定	

文 審 第 1 号  
令和元年 11 月 28 日

坂井市教育委員会  
教育長 川元 利夫 様

坂井市文化財保護審議会  
会 長 木 村 昌 弘



坂井市指定有形文化財の指定について (答申)

坂井市文化財保護条例第4条第4項の規定により令和元年9月24日付けで坂井市教育委員会より諮問のあった別紙のことについて、当審議会で審議した結果、坂井市指定有形文化財として指定することが適当であると認めます。

記

名称 称念寺文書 62点  
備考 内訳は別紙参照

# 称念寺文書

福井県坂井市丸岡町長崎19-17

No.	文書名	年	月	日	西暦	差出(作成者)	宛所	法量 (タテ×ヨコ cm)	様式	継	備考1	備考2
1	〔諸像供養記〕	応永20	4	7	(1413)	遊行十四代他阿弥陀仏	—	本紙16.3×46.9	卷子	1紙		『福井県史 資4』
2	〔足利義政袖判御教書〕	長禄2	12	26	(1458)	(花押)	—	33.4×53.6	縦紙	1紙	足利義政袖判 裏に付箋「義政將軍」	『福井県史 資4』
3	〔称念寺并光明院等寺領惣目録〕	長禄2	12	—	(1458)	—	—	(軸長)タテ33.3、厚さ2.0 (本紙)タテ31.0×155.8	卷子	3紙	No.2の別紙目録にあたる No.4にも解説有	『福井県史 資4』
4	〔称念寺置文〕	長禄3	1	11	(1459)	—	—	本紙 31.7×53.8	卷子	1紙	No.2・3の経過を記録 端裏書がある可能性有	『福井県史 資4』
5	〔称念寺縁起〕	長禄3	1	27	(1459)	—	—	(軸長)タテ33.0、厚さ5.3 (本紙)タテ32.8	卷子	—	遊行五十一世他阿賦存朱印 朱印(タテ5.0cm×ヨコ5.0cm)	坂井市指定文化財 『福井県史 資4』
6	〔後土御門天皇繪旨〕	寛正6	11	6	(1465)	左少弁(花押)	—	31.5×45.0	卷子 薄墨紙		No.8・9・25と一緒に卷子 付箋の天皇名に誤り有り	坂井市指定文化財 『福井県史 資4』
7	〔朝倉孝景寺領安堵状〕	文明5	4	8	(1473)	左衛門尉(花押)	称念寺	32.1×47.8	縦紙	1紙		『福井県史 資4』
8	〔後奈良天皇繪旨〕	天文5	12	20	(1536)	権右中弁(花押)	越州称念寺園阿上人	31.5×44.5	縦紙 薄墨紙	1紙	No.6・9・25と一緒に卷子	坂井市指定文化財 『福井県史 資4』
9	〔後奈良天皇勅書〕	—	12	20	—	後奈良天皇(花押)	称念寺園阿上人	31.5×44.5	縦紙	1紙	付箋「全百六代後奈良院」 No.6・8・25と一緒に卷子	坂井市指定文化財 『福井県史 資4』
10	〔織田信長禁制〕	天正1	8	—	(1573)	(朱印)	長崎村称念寺	27.0×41.0	縦紙	1紙	織田信長朱印(タテ5.3cm×ヨ コ4.5cm) 一部虫損	『福井県史 資4』 画像有(龍翔館撮 影)
11	〔柴田勝家定書〕	天正3	11	—	(1575)	修理亮(花押)	称念寺光明院并門前	29.3×45.0	縦紙	1紙	裏書「柴田勝家公定」 丸印「察良」	『福井県史 資4』
12	〔羽柴秀吉禁制〕	天正11	4	—	(1583)	筑前守(花押)	称念寺同門前	35.8×47.6	縦紙	1紙	裏書「秀吉公禁制」 一部虫損	『福井県史 資4』
13	〔丹羽長秀禁制〕	天正11	4	—	(1583)	五郎左衛門尉(花押)	称念寺同門前	29.6×45.0	縦紙	1紙	一部虫損	『福井県史 資4』
14	〔丹羽長重寺領宛行状〕	天正13	6	11	(1585)	五郎左衛門尉長重(花押)	長崎称念寺・西教寺	35.4×48.3	縦紙	1紙	裏に付箋「丹羽五郎左衛門 尉」 画像有(龍翔館撮 影) 一部虫欠損	『福井県史 資4』 画像有(龍翔館撮 影)
15	〔堀秀政寺領寄進状〕	天正13	10	5	(1585)	左衛門督秀政(花押)	長崎称念寺・西教寺	29.6×44.7	折紙	1紙		『福井県史 資4』
16	〔前田利長禁制〕	慶長5	9	20	(1600)	羽柴肥前守(花押)	称念寺同門前	34.1×50.0	縦紙	1紙	裏に付箋「羽柴筑前守禁制」 丸印「察良」 一部虫損	『福井県史 資4』 画像有(龍翔館撮 影)
17	〔松平忠昌定書〕	寛永1	11	—	(1624)	忠昌(朱印)	長崎往生院称念寺	37.7×56.8	縦紙	1紙	松平忠昌朱印(タテ3.5cm×ヨ コ3.5cm) 裏に付箋「忠昌公下知状」	
18	〔松平忠昌寺領安堵状〕	寛永1	11	—	(1624)	忠昌(朱印)	長崎往生院称念寺	37.8×56.7	縦紙	1紙	松平忠昌朱印(タテ3.5cm×ヨ コ3.5cm) 裏に付箋「忠昌公御墨付」 一部シミ	
19	〔松平光通寺領安堵状〕	万治2	8	—	(1659)	光通(朱印)	往生院称念寺	46.5×64.8	縦紙	1紙	松平光通龍朱印(タテ5.5cm× ヨコ5.5cm) 裏に付箋「光通公御墨付」	
20	〔松平光通定書〕	万治2	8	—	(1659)	光通(朱印)	長崎往生院称念寺	45.7×66.7	縦紙	1紙	松平光通龍朱印(タテ5.5cm× ヨコ5.5cm) 裏に付箋「光通公御禁制」	
21	〔遊行四十二世他阿尊任書留〕	寛文12	6	9	(1672)	遊行六七世	—	31.5×108.5	継紙	3紙	破損、虫損	
22	〔松平昌親定書〕	延宝3	12	—	(1675)	昌親(朱印)	長崎往生院称念寺	46.9×65.0	縦紙	1紙	松平忠昌朱印(タテ4.3cm×ヨ コ4.3cm) 裏に付箋「昌親公御禁制」	

No.	文書名	年	月	日	西暦	差出(作成者)	宛所	法量 (タテ×ヨコ cm)	様式	継	備考1	備考2
23	[松平昌親寺領安堵状]	延宝3	12	—	(1675)	昌親(朱印)	長崎往生院称念寺	47.1×65.0	竪紙	1紙	松平忠昌朱印(タテ4.3cm×ヨコ4.3cm) 裏に付箋「昌親公御墨付」	
24	[松平綱昌寺領安堵状]	延宝5	12	—	(1677)	綱昌(朱印)	長崎往生院称念寺	47.8×64.7	竪紙	1紙	松平綱昌唐草朱印(タテ4.5cm×ヨコ4.5cm) 裏に付箋「綱昌公御墨付」	
25	[靈元天皇繪旨]	延宝6	3	14	(1678)	左少弁	越前国称念寺園阿上人御坊	32.5×52.5	卷子 薄墨紙	1紙	No.6・8・9と一緒に卷子	坂井市指定文化財
26	[御門前家数覚]	享保19	4	27	(1734)	庄屋弥左衛門(印)	長崎称念寺	16.0×39.5	長帳	5枚	称念寺の壺形黒印(3.9×3.7) 一部シミ	
27	[新田義貞四百回忌記録]	元文2	—	—	(1737)	称念寺	—	25.5×16.1	竪帳	—	No.38と同様の表装、後世にあわせて表装したか 寺には写しあり—No.60 一部シミ	
28	[幕府老中連署判物(新田義貞400年忌につき)]	元文2	4	20	(1737)	本多中務大輔忠良(花押)、松平伊豆守信祝(花押)、松平左近将監兼色(花押)	越前国[ ]称念寺	40.5×55.5	折紙	1紙	福井地震で被災、欠損 破損修復の裏打ち	
29	[幕府老中連署判物写(新田義貞400年忌につき)]	元文2	4	20	(1737)	本多中務大輔忠良御判、松平伊豆守信祝御判、松平左近将監兼色御判	越前国坂井郡長崎村往生院称念寺	32.3×44.7	折紙	1紙		
30	[波々伯部頼安等連署状(遊行上人廻国につき)]	(延亨1)	11	18	(1744)	波々伯部八左衛門頼安(花押)、大谷助六(花押)、狛帯刀澄翁(花押)、岡部左膳起平(花押)、酒井玄蕃知喬(花押)	遊行上人	41.7×55.4	折紙	1紙		
31	[称念寺境内絵図]	延享3	1	23	(1746)	廿七世住(朱印)	—	71.4×81.0	絵図	1紙	方形朱印(タテ3.0cm×ヨコ3.0cm)、壺型朱印(タテ7.2cm×ヨコ4.0cm)	
32	[遊行五十一世他阿賦存証状]	寛延3	5	15	(1750)	遊行五十一世(朱印)	越前国長崎称念寺	31.8×51.5	竪紙	1紙	朱印(タテ5.0cm×ヨコ5.0cm)	『福井県史 資4』
33	[遊行五十一世他阿賦存証状写]	寛延3	5	15	(1750)	遊行五十一世	越前国岩本成願寺	31.8×51.5	竪紙	1紙		
34	[遊行五十一世他阿賦存印信状]	宝暦3	6	23	(1753)	遊行五十一世他阿賦存(朱印)	越前長崎称念寺	39.3×52.5	折紙	1紙	小槌形?朱印(タテ3.6cm×ヨコ3.0cm) 虫損	
35	[称念寺二十八代園阿置文(足下寺格につき)]	宝暦3	6	27	(1753)	称念寺廿八世代々園阿足下上人(朱印)	—	33.0×45.0	折紙	1紙	朱印(タテ2.7×ヨコ2.7cm) 虫損大	
36	[遊行五十二世他阿一海印信状]	宝暦9	9	19	(1759)	遊行五十二世他阿一海(朱印)	越前国長崎称念寺	20.1×43.1	切紙	1紙	朱印(タテ5.1cm×ヨコ5.0cm) 一部虫損	
37	[遊行五十三世他阿尊如印信状]	安永2	2	24	(1773)	遊行五十三世他阿尊如(朱印)	越前国長崎称念寺	19.8×42.3	切紙	1紙	朱印(タテ4.9cm×ヨコ4.9cm) 虫損	
38	新田義貞公四百五拾回御記一件	天明7	—	—	(1787)	—	—	25.3×16.0	竪帳	—	No.27と同様の表装、後世にあわせて表装したか 寺には写しあり—No.61	
39	乍恐以書付奉願上候(新田義貞公450年忌につき香奠下付願)	天明7	4	—	(1787)	越前国長崎称念寺	寺社御奉行所	33.4×85.1	継紙	2紙	裏書「四百五拾回忌典願上」 虫損	
40	[幕府老中連署判物(新田義貞450年忌につき)]	天明7	5	20	(1787)	阿部伊勢守正倫(花押)、鳥居丹波守忠意(花押)、水野出羽守忠友(花押)、牧野越中守貞長(花押)、松平周防守康福(花押)	越前国長崎称念寺	40.3×56.4	折紙	1紙		
41	[幕府老中連署判物写(新田義貞450年忌につき)]	天明7	5	20	(1787)	阿部伊勢守正倫御判、鳥居丹波守忠意御判、水野出羽守忠友御判、牧野越中守貞長御判、松平周防守康福御判	越前国長崎称念寺	32.2×44.5	折紙	1紙		
42	[遊行五十四世他阿尊祐印信状]	寛政6	2	27	(1794)	遊行五十四世他阿尊祐(朱印)	越前国長崎称念寺	20.1×45.6	切紙	1紙		
43	[遊行五十五世他阿一空印信状(寺格安堵につき)]	文化12	2	24	(1815)	遊行五十五世他阿一空(朱印)	越前国長崎称念寺	19.6×39.5	切紙	1紙	朱印(タテ4.7cm×ヨコ3.8cm) 一部虫損	

No.	文書名	年	月	日	西暦	差出(作成者)	宛所	法量 (タテ×ヨコ cm)	様式	継	備考1	備考2
44	[幕府老中連署判物(新田義貞公500年忌につき)]	天保8	3	—	(1837)	松平伯耆守宗堯(花押)、水野越前守忠邦(花押)、松平和泉守兼寛(花押)	越前国長崎称念寺	40.4×56.3	折紙	1紙		
45	[幕府老中連署判物写(新田義貞公500年忌につき)]	天保8	3	—	(1837)	松平伯耆守宗堯御判、水野越前守忠邦御判、松平和泉守兼寛御判	越前国長崎称念寺	32.3×44.8	折紙	1紙	一部虫損	
46	[乍恐奉願口上書(称念寺の口上書)]	嘉永1	11	—	(1848)	長崎称念寺(黒印)	金津御奉行所	32.5×84.5	継紙	2紙	黒印(タテ2.5cm×ヨコ2.5cm)破損、一部虫損	『福井県史 資4』
47	[口上之覚(拝借銀見除につき)]	—	7	3	—	平本但見	称念寺	16.3×53.5	切紙	1紙	差出人は金津奉行平本但見一部虫損、一部シミ	
48	[平本良隆書状(再興・結縁につき)]	—	7	3	—	平本但見良隆(花押)	称念寺	16.3×43.5	切紙	2紙	差出人は金津奉行平本但見一部シミ	
49	[宇都宮弥三郎書状(入院につき)]	—	8	11	—	宇都宮弥三郎貞綱(花押)	称念寺	34.4×47.0	折紙	1紙	シミ、破損、一部虫損	
50	[高田波門書状(入院につき)]	—	8	9	—	高田波門一信(花押)	称念寺	34.7×47.9	折紙	1紙	一部破損、一部虫損	
51	[嶋田志津摩書状(入院につき)]	—	11	11	—	嶋田志津摩繁章(花押)	称念寺	33.9×48.0	折紙	1紙		
52	[中挿寺観音縁起写]	—	—	—	—	小野篁朝臣岡部氏忠勝書	—	1枚目32.8×42.8 2枚目33.2×97.7	継紙	2枚4紙	天平勝宝元年中秋に書かれた中挿寺観音の縁起の写破損大(2枚に分離)	
53	[中挿観音ノ祭祀]	承応2	—	—	(1653)	比丘僧阿	—	1枚目32.0×53.7 2枚目32.0×107.3	継紙	2枚3紙	中挿寺観音の祭詞破損大(2枚に分離)	
54	[諸届綴]	明治3	—	—	(1870)	—	—	26.0×18.3	綴	—	明治3年から明治19年までの届出類を綴ったもの	
55	[明治地籍図]	(明治)	—	—	—	長崎村称念寺住職代理今立義聞(黒印)、嶋津義禎、副戸長嶋久右衛門(黒印)、戸長柳原太左衛門(黒印)	—	46.1×33.0	図面	1紙		
56	[称念寺山門前道路平面図]	(明治)	—	—	—	—	—	27.0×74.6	図面	1紙	縮尺600分の1	
57	[阪井郡長崎称念寺重物調書]	明治37	1	—	(1904)	松平家務所(朱印)	—	28.5×19.0	縦帳	—	朱印「松平家令之印」(タテ2.5cm×ヨコ2.5cm)	
58	[御宝物及旧記類目録]	大正6	1	29	(1917)	長崎称念寺	—	24.5×18.2	縦帳	—	「新田公菩提所再興会」の罫線紙(青)	
59	[新田義貞公菩提所由来]	大正6	3	—	(1917)	—	—	24.3×16.4	縦帳	—	表題「新田公菩提所略歴」の字に朱色で抹消線と「由来」の上書き No.60・61と同じ原稿用紙	
60	[新田義貞四百回忌記録写]	(大正)	—	—	—	称念寺	—	24.2×16.5	縦帳	—	No.27の写 表題「新田義貞四百回忌完」 No.59・61と同じ原稿用紙	
61	[新田義貞公四百五拾回御記一件写]	(大正)	—	—	—	称念寺	—	24.5×16.7	縦帳	—	No.38の写 表題「新田義貞公四百五拾回忌完」 No.59・60と同じ原稿用紙	
62	国有境内地譲与関係書類	昭和23	4	1	(1948)	称念寺	—	26.0×18.8	縦帳	—		

## 調査記録

調査年月 平成29年3月17日  
調査者名 酒井重夫  
平野俊幸  
所有者 称念寺 所在地 坂井市丸岡町長崎19-17  
名称・数量 称念寺文書 62点  
様式 別紙参照  
時期 室町時代〔応永20(1413)〕～昭和時代〔昭和23(1948)〕

### <所見>

本資料は、丸岡町長崎の称念寺に伝来した古文書群である。長崎は坂井平野東部の兵庫川右岸に位置する北陸街道沿いの集落であり、近世には金津と舟橋の中間に位置する北陸街道の宿駅であった。現在の称念寺境内及びその周辺には長崎城跡があり、南北朝の内乱や戦国期の争乱の際には陣所としても利用された。

称念寺は長崎に所在する時宗の寺院で、南北朝時代に藤嶋（現福井市）で戦死した新田義貞の遺体を運び、菩提を弔ったことから、「新田義貞菩提所」として知られており、境内には県指定史跡新田義貞公墓所がある。

今回調査の対象とした資料は、合計62点で、内訳は中世文書16点、近世文書36点、近代文書7点、絵図・図面3点である。称念寺文書は、昭和59年の『福井県史 資料編4 中・近世二』に、中世文書及び一部の近世文書が収録されている。今回の調査では、これに加えて、称念寺所蔵の近世文書すべてと明治～昭和20年代の近代文書を対象とした。なお、調査対象のうち、No.5 称念寺縁起は、すでに「紙本墨書称念寺縁起」として、坂井市指定文化財に指定されている。また、No.6 後土御門天皇綸旨、No.8 後奈良天皇綸旨、No.9 後奈良天皇勅書、No.25 霊元天皇綸旨の4点も、「称念寺所蔵勅書・綸旨」として、既に坂井市指定文化財に指定済みである。

中世文書16点は、鎌倉末期の創建から戦国末期までの称念寺の実態を伝える好資料である。No.5 称念寺縁起は、称念寺開創以来の縁起・由緒を記した寺社縁起であり、遊行十七代他阿暉幽による長禄3年(1459)の年紀を奥書にもつ。本縁起によれば、称念寺はもと泰澄創建の念仏堂であったが、北陸を遊行廻国中の他阿真教の教化によって、正応3年(1290)に時衆（中世には「時衆」、近世以降は「時宗」表記が一般的）の寺院になったという。真教は一遍の高弟であり、一遍没後は跡を受けて諸国を遊行廻国して教化を行うとともに、北陸や関東各地に道場を建立して時衆を止住させ、後の時宗教団の礎を築いた。

No.5 称念寺縁起によれば、称念寺の開創は、称念房・道性房・仏眼房なる有徳人三兄弟の真教への帰依が契機という。兄称念房による称念寺伽藍建立に対して、弟道性房は光明院（西教寺）を建立し、また仏眼房は光明院に私財を献じ、真教に寄進したところ、真教は光

明院及びその財物を所領として称念寺の下に付属せしめたという。

No. 2 足利義政御判御教書は、将軍家の御祈願所として、長禄 2 年（1458）に足利義政が称念寺及び光明院他諸塔頭の寺領を安堵した文書であり、No. 3 称念寺并光明院等寺領惣目録はその別紙目録である。本目録から、室町時代の称念寺及び光明院が、散在的ではあるものの、今の坂井市・あわら市の各所に多くの寺領を有していたことがわかる。最盛期の称念寺及びその財政基盤たる光明院の実態を伝える資料として極めて貴重である。寺領目録にみえる「船寄郷」（現丸岡町舟寄）、「長畝郷但馬」（現坂井町田島）、「徳分田」（現坂井町徳分田）、「榎富上」（現春江町江留上）、「義万」（現丸岡町儀間）といった地名には、現在の大字地名につながるものも多く、当市の集落の歴史を考える上でも興味深い資料である。

この他、中世文書として、No. 7 朝倉孝景寺領安堵状やNo. 10 織田信長禁制、No. 11 柴田勝家定書、No. 12 羽柴秀吉禁制、No. 13 丹羽長秀禁制、No. 14 丹羽長秀寺領宛行状、No. 15 堀秀政寺領寄進状、No. 16 前田利長禁制といった、当地を支配した戦国大名や武将発給の文書がある。No. 7 朝倉孝景寺領安堵状では、応仁・文明の乱の最中の越前で、牢人が称念寺の寺内に立てこもったため、孝景から称念寺が他所に移るよう指示されている。戦国期には、朝倉や一向一揆・織田勢等により、たびたび称念寺は陣所としても利用された。No. 10、11、12、13、16 は、寺内や門前への軍勢の狼藉や放火、竹木の伐採の禁制であり、称念寺側の求めに応じて発給されたものとみられる。これらはいずれも戦国期の越前での争乱と称念寺が無縁でいらなかったことを示すものといえる。

近世文書には多様な文書が含まれるが、その内容から①寺領・領知、②遊行上人、③綸旨・勅書、④新田義貞遠忌、⑤書状、⑥縁起に大きく分類できる。①寺領・領知関係の文書として、No. 17 松平忠昌定書、18 松平忠昌寺領安堵状、19 松平光通寺領安堵状、20 松平光通定書、22 松平昌親定書、23 松平昌親寺領安堵状、24 松平綱昌寺領安堵状、26 御門前家数覚がある。これらの大部分は松平忠昌、光通、昌親、綱昌といった福井藩主による寺領安堵や定書であり、江戸時代の称念寺が寺領 38 石余を安堵され、領主から保護を受けていたことがわかる。No. 26 御門前家数覚は、称念寺門前百姓の屋敷地の間数等について記した資料である。

②遊行上人関係の文書として、No. 21 遊行四十二世他阿尊任書留、32 遊行五十一世他阿賦存証状、33 遊行五十一世他阿賦存証状写、34 遊行五十一世他阿賦存印信状、35 称念寺二十八代蘭阿置文（足下寺格につき）、36 遊行五十二世他阿一海印信状、37 遊行五十三世他阿尊如印信状、42 遊行五十四世他阿尊祐印信状、43 遊行五十五世他阿一空印信状（寺格安堵につき）がある。これらの文書は、いずれも代々の遊行上人が称念寺の寺格や由緒を認めていたことを示す内容である。No. 32 遊行五十一世他阿賦存証状によれば、称念寺は越前の時宗寺院の触頭を務めており、また、No. 35 称念寺二十八代蘭阿置文からは、称念寺が遊行五十一世他阿賦存によって、他の諸末寺と異なる「代々足下」（足下：時宗において、知識の膝下に侍して本主知識の化益を助ける役のこと）の地位を保証されていることがわかる。こうした文書は、越前の時宗教団の中心的寺院として、江戸時代の称念寺が高い寺

格を有していたことを伝えるものである。

近世の③繪旨・勅書として、No.25 靈元天皇繪旨の1点がある。これは中世の繪旨・勅書 (No.6、8、9) と一緒に卷子にされている。

近世の称念寺を特徴づける資料として、No.27 新田義貞四百回忌記録、28 幕府老中連署判物 (新田義貞400年忌につき)、29 幕府老中連署判物 (新田義貞400年忌につき) 写、38 新田義貞公四百五拾回御記一件、39 乍恐以書付奉願上候 (新田義貞公450年忌につき香奠下付願)、40 幕府老中連署判物 (新田義貞450年忌につき)、41 幕府老中連署判物写 (新田義貞450年忌につき)、44 幕府老中連署判物 (新田義貞500年忌につき)、45 幕府老中連署判物写 (新田義貞500年忌につき)、46 乍恐奉願口上書 (称念寺の口上書) の④新田義貞遠忌関係の文書がある。南北朝時代の軍記物語『太平記』には、新田義貞の遺体を「往生院 (称念寺) の時衆」が吊ったことが記されているが、こうした「新田義貞菩提所」としての由緒は、江戸時代に幕府将軍との関係で特別な意味を持つようになった。徳川氏が新田一族庶流の後裔を自認していたことから、元文2年 (1737) 以降、幕府や福井藩の支援も受けて、新田義貞の大規模な法要が行われた。元文2年 (1737) には新田義貞の四百回忌が、天明7年 (1787) には四百五十回忌、そして天保8年 (1837) には五百回忌の法要が行われている。No.28、29、40、41、44、45は、いずれも将軍からの香奠進納を伝える江戸幕府老中連署判物及びその写である。また、四百回忌と四百五十回忌については、幕府及び福井藩とのやり取りを詳細に記した記録として、No.27とNo.38が残っており、大規模な法要実施の背景や下準備の様子等をうかがい知ることができ、大変貴重である。

この他の近世文書としては、No.30 波々伯部頼安等連署状 (遊行上人廻国につき)、48 平本良隆書状 (再興・結縁につき)、49 宇都宮弥三郎書状 (入院につき)、50 高田波門書状 (入院につき)、51 嶋田志津摩書状 (入院につき) の⑤書状及びNo.52 中挿寺観音縁起写、53 中挿観音ノ祭祀の⑥縁起がある。書状はいずれも福井藩士から称念寺に宛てられたものであり、遊行上人の廻国や住職の入院等に関する内容である。なお、2点の縁起は、どちらも慈心寺 (越前市にあった称念寺末寺) の観音菩薩に関するものである。

明治時代以降の近代文書として、No.54 諸届綴、57 阪井郡長崎称念寺重物調書、58 御宝物及旧記類目録、59 新田義貞公菩提所由来、60 新田義貞四百回忌記録写、61 新田義貞四百五拾回御記一件写、62 国有境内地譲与関係資料がある。時代が明治に移ると、後ろ盾となっていた江戸幕府や福井藩がなくなったことや、さらに明治4年 (1871) の寺社領土地令で寺領が没収されたことによって、元来檀家が少ない称念寺の経営は大きな打撃を受けた。No.55 諸届綴は、明治3年 (1870) から明治19年 (1886) までの期間に、称念寺や長崎村と行政の間でやりとりされた届出類を綴ったものであり、称念寺の無住化や荒廃、寺門や末寺の本堂売却等、当該期の称念寺の困窮を伝える内容が詳細に記されている。市内の地方寺院がどのように明治の転換期を迎えたのかを伝える資料であり、歴史的価値が高い。No.58、59は、それぞれ明治37年 (1904)、大正6年 (1917) に什物類を記録した目録

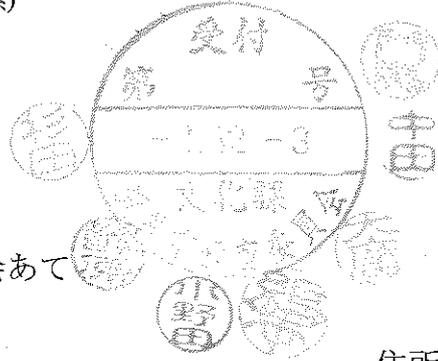
である。

明治時代に荒廃していた称念寺であるが、新田義貞が「南朝の忠臣」として近代国家でも顕彰されたことから、やがて大正時代には復興の機運が高まり、大正13年(1924)、地域の有志や中央の政財界の協力を得て、再興された称念寺の落成式が執り行われた。No.58、59、60、61は、いずれもこの時期に作成されたものであり、称念寺の再興にあたり、由緒や什物を改めて確認しておく目的で書かれたものと推測される。No.62は、明治以降の境内地の権利関係等を昭和23年4月1日にまとめた書類であり、同年6月28日に福井地震で称念寺の建物が倒壊しているため、被災直前の称念寺を伝える歴史資料としても貴重である。

以上の古文書に加え、No.31称念寺境内絵図、55明治地籍図、56称念寺山門前道路平面図の3点の絵図・図面がある。No.31は、延享3年(1746)に、称念寺二十七世住職が作成した境内絵図である。本絵図には、湯殿や番所、荷物置場など、要人を迎えるための仮設の施設が置かれていることから、幕府の巡見使来訪に備えた準備用の図面と推測される。本絵図から、延享3年時点での称念寺境内の様子を知ることができる。安政5年(1858)には、飛越地震によって、称念寺の本堂、庫裏、書院、山門、鐘楼、新田義貞霊屋等が悉く倒壊したが(『越前世譜 茂昭様御代』)、明治時代の困窮により、称念寺の堂舎は長らく再建が進まなかった。そうした明治初期の称念寺境内を描いたのが、No.55明治地籍図である。本図面では、仮本堂と新田義貞御像堂の周囲の境内地が田畑や藪になっており、明治初期の称念寺の荒廃の様子を知ることができる。No.56は明治期の称念寺山門前道路の図面で、道路拡幅に際し作られたものと考えられる。

以上の資料は、創建から戦後の福井地震までの称念寺の時代ごとの変遷を知ることのできる重要な古文書群であり、本市の歴史を知る上でも欠くことのできないものである。特に中世の古文書が多く残っているのは貴重である。こうした資料的価値に加え、戦国期の争乱や近世の大地震、明治の荒廃、戦後の福井地震と、鎌倉時代の創建から現在に至るまで、幾度も戦災や天災等による散逸・消失の危機をくぐり抜けて伝来されてきた点も本古文書群を特徴づける重要な要素である。昭和12年(1937)に南朝勤王史蹟顕彰会が編纂した『新田公誠忠録 附 御菩提所称念寺再興由来記』によれば、明治の荒廃により、称念寺の古文書類の多くは一時期散逸していたが、大正期の称念寺復興に合わせて方々から返還されたとある。この記述の事実確認は困難であるが、No.38、57、58の記録・什物帳類に記されている中世文書や寺領・領知関係の近世文書は、ほぼすべて今回の調査でも確認できしており、これらの主要な文書は、江戸時代以降、様々な危機を経つつも、大部分は失われることなく現在にまで伝えられたことがわかる。

称念寺所蔵の古文書は、称念寺縁起と繪旨・勅書類のみが別に市指定文化財に指定されているのが現状であるが、今回調査した未指定の文書も内容的には既指定の文書と遜色なく、市指定文化財にふさわしい文化財的価値を有している。



令和元年 2月 3日

坂井市教育委員会あて

住所 坂井市丸岡町長崎19-17  
氏名 称念寺住職 高尾察誠  
印 称念寺住職印

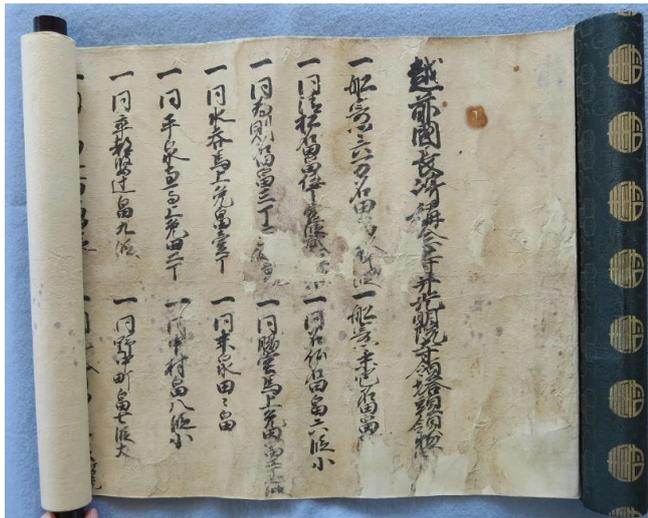
同意書

私の所有（占有・保持）する次の文化財を坂井市指定文化財に指定することに同意します。

記

- 1 名称及び数 称念寺文書 62点
- 2 所在地 坂井市丸岡町長崎19-17

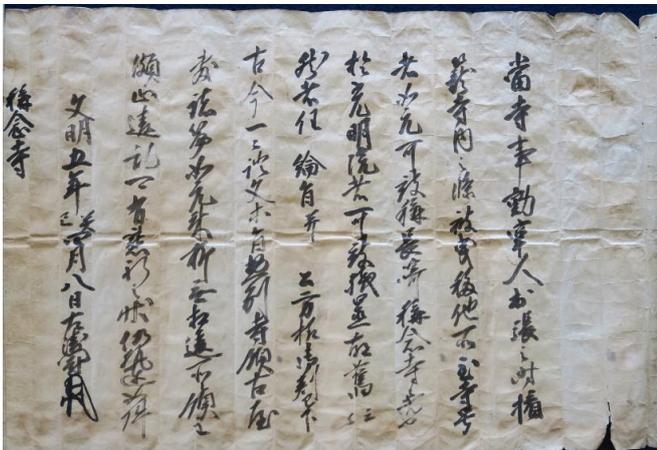
## 称念寺文書写真(一部)



No.3

### 称念寺并光明院等寺領惣目録

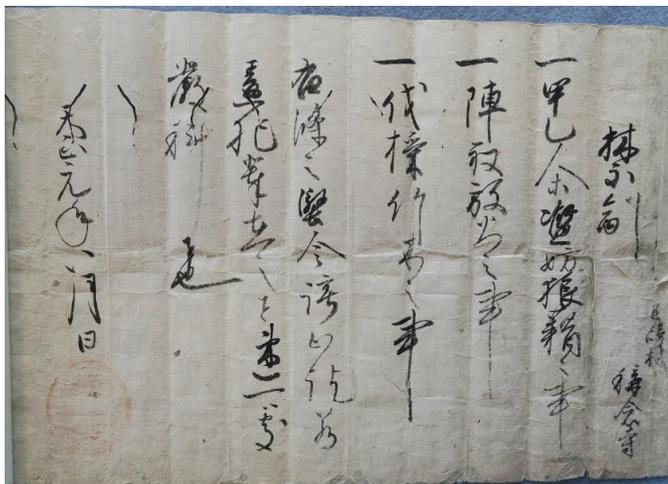
長禄2年(1458)に足利義政が安堵(権利を承認・保証すること)した称念寺の寺領目録。舟寄、田島、徳分田、江留上、儀間、細呂木などの田畑名が記載されている。



No.7

### 朝倉孝景寺領安堵状

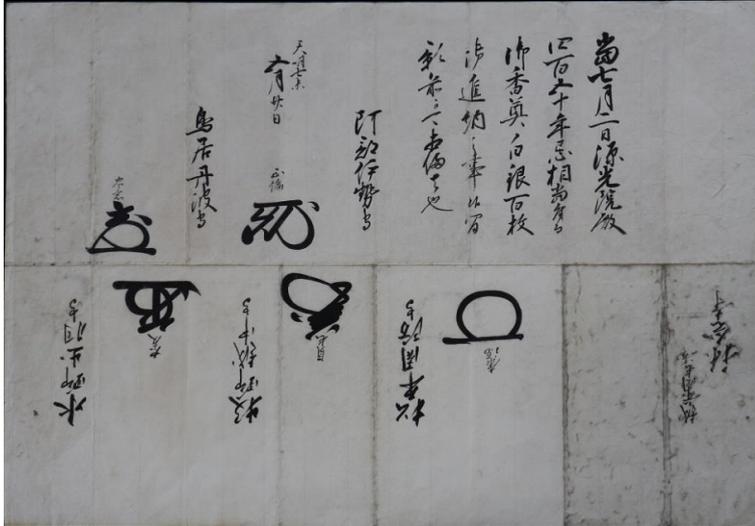
応仁・文明の乱の最中の越前で、朝倉孝景が称念寺に出した文書。軍兵が称念寺に立てこもったため、称念寺が一時的に他所に移るよう指示されていたことが記されている。



No.10

### 織田信長禁制

織田信長の禁制。称念寺での陣取り、放火や竹木の伐採を禁ずる内容。

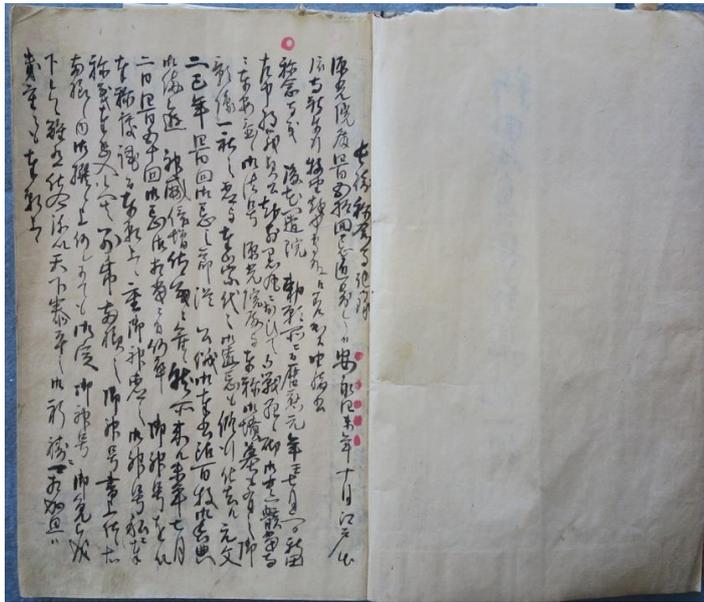


No.40

幕府老中連署判物(新田義貞  
450年忌につき)

称念寺は新田義貞の墓所があること  
で知られる。江戸時代には、江戸幕府  
や福井藩の支援を受けて、新田義貞の  
年忌法要が営まれた。

本文書は、義貞450年忌の際、江戸幕  
府の老中が称念寺に香典を出した時の  
もの。

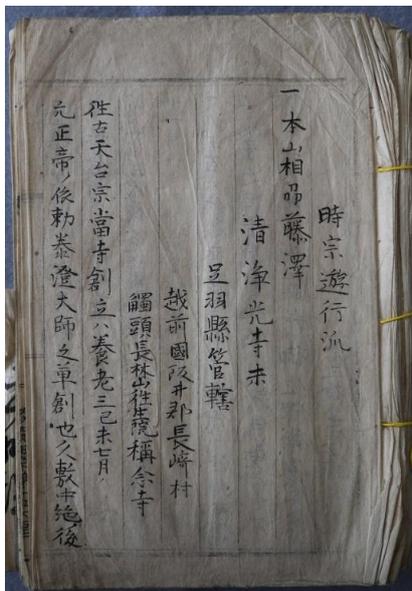


No.38

新田義貞四百五拾回忌御一件

天明7年(1787)には、新田義貞の45  
0年忌が行われた。本資料はその際の  
記録。称念寺と江戸幕府や福井藩との  
やり取りが詳細に記されており、大規  
模な法要実施の背景等がわかる貴重  
な資料。

徳川氏は、新田氏庶流の後裔を自認  
していたこともあり、称念寺での新田義  
貞の年忌法要にも関わっている。



No.54

諸届綴

明治3年から19年までの期間に、称念  
寺や長崎村と行政との間でやりとりされ  
た届出類を綴ったもの。

議案第 2 4 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

令和元年 1 2 月 1 7 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫